

調査の概要

平成 24 年経済センサス-活動調査の概要

1 調査の目的及び沿革

経済センサス-活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を得ることを目的としています。

平成 21 年 7 月に実施した「経済センサス-基礎調査」の結果をもとに、総務省・経済産業省の共管で、事業所・企業の活動状態を明らかにするための「平成 24 年経済センサス-活動調査」を実施しました。この調査の実施に当たっては、従来の「事業所・企業統計調査」、「サービス業基本調査」をはじめとした大規模調査を統合したほか、平成 21 年商業統計調査、平成 23 年工業統計調査の調査事項についても、活動調査の中で把握することとしました。

2 根拠法令

統計法及びこれに基づく経済センサス-活動調査規則（平成 23 年総務省・経済産業省令第 1 号）に基づき実施されたものです。

3 調査期日

平成 24 年 2 月 1 日現在

4 調査の対象

農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業、外国公務、国及び地方公共団体に属する事業所を除く全ての事業所及び企業が対象です。

5 調査事項

別掲様式参照

用語の解説

1 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ・一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ・従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

○ 出向・派遣従業者のみの事業所

当該事業所に属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。

2 従業者

平成24年2月1日現在で、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者として

(1) 個人業主

個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している人をいう。

なお、個人業主は個人経営の事業所に必ず一人である。

(2) 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれる。

(3) 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を受けている人をいう。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

(4) 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成23年12月と平成24年1月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

① 正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいう。

② 正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称と呼ばれている人をいう。

(5) 臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

(6) 他への出向派遣従業者

従業者のうち、いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

3 他からの出向・派遣従業者

労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

4 事業所の産業分類

事業所の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として平成23年1年間の収入額又は販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づき分類している。

5 事業所の開設時期

会社や企業の創業時期ではなく、当該事業所が現在の場所で事業を始めた時期をいう。

6 経営組織

(1) 個人経営

個人が事業を経営している場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれる。

(2) 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を経営している場合をいう。以下の会社及び会社以外の法人が該当する。

○ 会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本で登録したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

○ 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいう。

例えば、独立行政法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫などが含まれる。

(3) 法人でない団体

法人格を持たない団体をいう。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

7 企業等

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）又は個人経営の事業所をいう。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業となる。

具体的には、経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業としている。

8 会社企業

経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社及び合同会社で、本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業としている。

9 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として企業全体の平成 23 年 1 年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの）により分類している。

10 資本金額

平成 24 年 2 月 1 日現在における株式会社（有限会社を含む。）については資本金の額、合名会社、合資会社及び合同会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいう。

11 外国資本比率

発行株式総数又は出資金総額に占める外国投資家による所有株式数又は出資金額の割合をいう。

12 単一・複数の別

企業等を構成している事業所により、以下の 2 つに区分している。

(1) 単一事業所企業

単独事業所の企業をいう。

(2) 複数事業所企業

国内にある本所と国内又は海外にある支所で構成されている企業等をいう（国内に本所があり、海外にのみ支所がある企業を含む。）。

13 単独・本所・支所の別、単独・複数の別

(1) 単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいう。

(2) 本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）があって、それらの全てを統括している事業所をいう。

本所の各部門が幾つかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としている。

(3) 支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としている。

支社・支店のほか、営業所、出張所、工場、従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。なお、経営組織が外国の会社は支所とする。

(4) 複数事業所企業の事業所

本所及び支所が含まれる。

14 売上（収入）金額

商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高など。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。

なお、「金融業、保険業」の会社、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は、経常収益としている。

15 付加価値額

付加価値とは、企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことによって算出できる。本調査においては、以下の計算式を用いている。

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} &= \text{売上高} - \text{費用総額} + \text{給与総額} + \text{租税公課} \\ \text{費用総額} &= \text{売上原価} + \text{販売費及び一般管理費} \end{aligned}$$

なお、本調査の付加価値には、国民経済計算の概念では含まれている国内総生産の項目のうち、以下は含まれていない。

固定資本減耗、雇主の社会保険料負担分、持ち家の帰属家賃
農林漁家、公営企業及び政府サービス生産者の付加価値 等

16 事業活動

事業所又は企業等の産業分類を格付けする際は原則として、売上（収入）金額の最も多い主産業によるが、実際には主産業以外にも複数の事業を行っている場合があり、行っている事業を売上（収入）金額で捉えたものをいう。

17 電子商取引

電子商取引とは、金銭的な対価を伴うモノ、サービスの提供について、インターネットなどのコンピュータネットワークを介して成約（受発注が確定）したものをいい、実際のサービスの提供がオンラインによる必要はない。

利用上の注意

- 1 調査は、以下に掲げる事業所を除く事業所・企業について行いました。
 - (1) 国・地方公共団体の事業所
 - (2) 日本標準産業分類大分類A－農業，林業に属する個人経営の事業所
 - (3) 日本標準産業分類大分類B－漁業に属する個人経営の事業所
 - (4) 日本標準産業分類大分類N－生活関連サービス業，娯楽業のうち、小分類 792－家事サービス業に属する事業所
 - (5) 日本標準産業分類大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類 96－外国公務に属する事業所
- 2 この報告書の数値は、事業内容等が不詳の事業所を除いています。また、本市独自集計のため、総務省統計局から公表されているものと相違する場合があります。
- 3 経理事項は平成 23 年 1 年間、経営組織、従業者数等の経理事項以外の事項は平成 24 年 2 月 1 日現在の数値です。
- 4 売上（収入）金額は、以下の産業においては、事業所単位の把握ができないため、全産業に係る集計は企業等に関する集計で行っています。（ただし、本報告書では産業大分類別のみ表章）

「D 建設業」、 「F 電気・ガス・熱供給・水道業」、 「H 運輸業，郵便業」、 「J 金融業，保険業」、 「37 通信業」、 「38 放送業」、 「41 映像・音声・文字情報制作業」、 「81 学校教育」、 「86 郵便局」、 「93 政治・経済・文化団体」、 「94 宗教」

- 5 単位未満の数値は、原則として四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しません。
- 6 統計表の「年平均増減率」は次の式により計算しています。
なお、Nは当該調査年から前回調査年までの年数です。

$$\left(\sqrt[N]{\frac{\text{当該調査年の数値}}{\text{前年調査年の数値}}} - 1 \right) \times 100(\%)$$

- 7 統計表中の符号の用法は次のとおりです。
 - 「－」 … 該当数値のないもの
 - 「0」、「0.0」 … 端数四捨五入による単位未満のもの
 - 「…」 … 該当数値が不詳又は不明であるもの
 - 「X」 … 1又は2の事業所（企業）に関する数値であるため、これをそのまま掲げると、個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるので秘匿した箇所です。また、3以上の事業所（企業）に関する数値でも、秘匿した1又は2の事業所に関する数値が前後の関係から判明する箇所「X」で表しています。

8 その他留意事項

- (1) 平成 24 年経済センサス-活動調査は、平成 21 年経済センサス-基礎調査とともに新たに創設された調査です。これまでの「事業所・企業統計調査」や「商業統計調査」、「工業統計調査」とは調査手法が次の点において異なることから、その差数が全て増加・減少を示すものではありません。
 - 商業・法人登記等の行政記録の活用
 - 会社（外国の会社を除く）、会社以外の法人及び個人経営の事業所の本社等において当該本社等の事業主が当該支所等の分を一括して報告する「本社一括調査」の導入
- (2) 本報告書における前回比については、平成 21 年経済センサス-基礎調査結果のうち、民営事業所の値を比較対象としています。

ただし、平成 21 年の数値は、「平成 21 年経済センサス-基礎調査」の調査時点が平成 21 年 7 月 1 日現在であるため、数値の解釈に当たっては御留意ください。
- (3) 本報告書の解説中、産業大分類（以下「業種」という。）別状況では、農林漁業において格付け不能の事業所があることから、「A 農業, 林業」と「B 漁業」を便宜上 1 業種として扱います。

また、「C 鉱業, 採石業, 砂利採取業」については 1 事業所のみの数値のため、解説からは除いています。

